

## 英国の緊急利下げについて

政府の予算案発表と同日の積極果敢な金融政策対応

2020年3月12日

### 👉 お伝えしたいポイント

- ・ 新型コロナウイルスへの緊急対応として財政政策と協調
- ・ 0.5%ポイントの利下げ、新たな流動性供給の枠組み、資本制約の軽減
- ・ 経済活動の二次的悪化を防ぐための効果的な措置

### 新型コロナウイルスへの緊急対応として財政政策と協調

3月11日（現地、以下同様）、BOE（イングランド銀行）は新型コロナウイルスの広がりへの緊急対応として、利下げ、新たな流動性供給の枠組みの創設、銀行の資本制約の軽減の3つからなる政策パッケージを打ち出しました。昨年12月の総選挙で勝利した保守党による政権が2020年度予算案を発表するこの日に、約2週間後の定例の金融政策委員会を待たずしてBOEも動くとの期待が市場で高まっていました。カーニーBOE総裁、スナク財務相は、金融・財政当局の協調により、一体として最大の政策効果をもたらすことを確実にするための措置であることを強調しました。

### 0.5%ポイントの利下げ、新たな流動性供給の枠組み、資本制約の軽減

利下げ幅は先だって利下げを実施したFRB（米連邦準備制度理事会）やBOC（カナダ銀行）と同じく0.5%ポイントで、政策金利は0.75%から0.25%に引き下げられ、過去最低に並びました。BOEによる資産購入残高については、社債が100億ポンド、国債が4350億ポンドに据え置かれました。利下げ、資産購入残高の据え置きとも、全会一致での決定です。

新たな流動性供給の枠組みは、銀行が2019年末の貸出残高と2020年中の貸出残高の増分に応じて定められる限度額の範囲内で、政策金利で最長4年間BOEから資金を借りられる制度です。中小企業向けの貸出の増分が限度額の計算において優遇される仕組みになっており、政府による信用保証と合わせて、特に中小企業の資金繰り支援を目的としたものです。

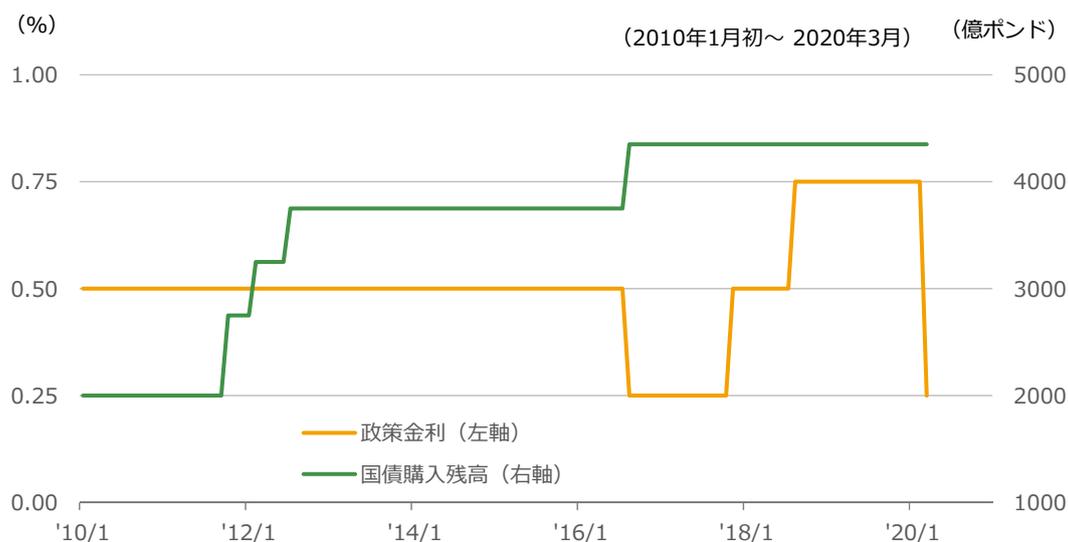
銀行の資本積み増しの軽減に関して、具体的には、銀行が不況に備えて好況時に積み増しておくカウンターシクリカル資本バッファの比率が1%から0%に引き下げられ、0%で少なくとも12カ月間据え置かれることになりました。従来は2020年12月までに2%へ積み増す必要がありましたが、今回の措置により資本の一部を解放することで、最大で1900億ポンドの銀行貸出に資するとBOEは試算しています。

## 経済活動の二次的悪化を防ぐための効果的な措置

金融政策で新型コロナウイルスの感染を止めることも、サプライチェーンを修復することもできませんが、ウイルス感染への懸念ではなく、資金繰り難や資金調達コストの上昇で経済活動が追加的に抑制されないよう、当座は十分と考えられる措置をできるだけ効果的に打ち出したと評価することができます。財務省からも2020年度予算案で、新型コロナウイルス対応を含め、GDP（国内総生産）比で約1.3%に及ぶ300億ポンド規模の財政刺激策が発表されました。仮に状況が一段と悪化すれば、BOEはフォワード・ガイダンスの強化や資産購入残高の拡大など、さらに踏み込んだ対応をすることが期待されます。

新型コロナウイルスの広がりを受けて、世界の中央銀行が相次いで金融政策対応を余儀なくされているなか、3月12日に予定されているECB（欧州中央銀行）理事会、3月18・19日に予定されている日銀金融政策決定会合にも注目が集まります。

### 英国の政策金利とBOEの国債購入残高



※月末値、2020年3月は2020年3月11日の決定を反映  
 ※国債購入残高は目標額

(出所) BOE

### 当資料のお取扱いにおけるご注意

- 当資料は投資判断の参考となる情報提供を目的として大和投資信託が作成したものであり、勧誘を目的としたものではありません。投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認ください。
- 当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。また、記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。

## お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

### 手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行なう場合、約定代金に対して最大 1.26500%（但し、最低 2,750 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては約定代金に対して最大 0.99000%の国内取次手数料（税込）に加え、現地情勢等に応じて決定される現地手数料および税金等が必要となります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動（裏付け資産の価格や収益力の変動を含みます）による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行なうにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行なうことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失が生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された購入時手数料および運用管理費用（信託報酬）等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。

### ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行なわれていないものもあります。

商号等 : 大和証券株式会社 / 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会